

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社北海道銀行
- 3 特 定 理 由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

(1) 業者の特定

本業務は水道局各庁舎等で領収した収納金を集金し、収納原符とともに出納取扱金融機関の事務センターに持ち込み、収納金等を点検確認のうえ、水道事業管理者口座に入金するものである。

本業務実施の前提として、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は札幌市水道局会計規程第 29 条の規定により、収納した日もしくは翌日までに「出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない」。

過去には、出納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならなくなった。払込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で出納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎等で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局が出納取扱金融機関として指定している業者であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読取処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っており、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭を指定期日までに最短で、かつ安全・確実に水道局の収入とすることができる業者である。

以上のとおり、本業務は出納取扱金融機関としての業務と密接に関連する付帯的なものであり、上記業者に業務を実施させることにより履行品質の確保ができることから、競争に付するよりも有利と認められる。

(2) 根拠規程

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号

「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると判断されるため。

(3) 参 考

令和 5 年度上期業務実績

集金取扱回数	496 回	(前年度実績	492 回)
集金取扱袋数	2,237 袋	(前年度実績	2,121 袋)
集金取扱金額	59,061 千円	(前年度実績	68,798 千円)

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 : 上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務
- 2 特定業者 : 株式会社北海道銀行
- 3 特定理由 : 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

(1) 業者の特定

本業務は、金融機関等の窓口又は口座振替により支払われた上下水道料金の収納原符を読み取り、本局が作成した電算処理予定表に定める処理日までに、上下水道料金オンラインシステムへの取込みが可能な収納データの作成を行う業務である。

水道使用者からの料金に係る問い合わせに対応するためには、上下水道料金オンラインシステムに収入日等の情報を早期に反映させる必要があり、収納原符の読み取りから収納データ作成までの一連の業務を同一業者が実施することで、収入確認の最短化を実現することができ、未収金に係る収納業務の効率化にもつながるものである。

上記業者は、本局が出納取扱金融機関として指定しており、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金の収納金及び収納原符の集約を行っている。本業務は、集約した収納原符を読み取ることで収納データを作成することから、出納取扱金融機関としての業務と密接に関連し、かつ収納原符が全て集約されることを踏まえると、一連の業務を履行できる唯一の業者であると認められるため、上記業者を特定する。

(2) 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

業 者 特 定 理 由 書

名 称	札幌市水道局職員健康管理業務
特命業者	公益財団法人 北海道結核予防会
特命理由	<p>本業務は労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第13条等の関係法令に基づき、産業医を選任し、水道局職員の健康管理等を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するに当たっては、多くの診断経験を有し、かつ幅広い診療科目に精通していることが求められるため、個人への委嘱よりも当該産業医の専門外分野についてのサポート体制が期待できる医療機関への業務委託を行うことが最適であり、確実に高い効果が得られる。</p> <p>上記団体は、市長部局や、本局及び他公営企業の職員をもって組織する札幌市職員共済組合から、健康診断業務を長年受託してきており、本局職員を含む本市全職員の診断経験を有するとともに、健康状況の推移に関する豊富なデータを保有しているなど、本市職員の健康状態や疾病の傾向等について幅広く把握している。また、その経験を基にした個々の職員の特性に合わせた特定保健指導（脱メタ事業）でも確実な成果をあげてきている。</p> <p>以上のように、本市職員の健康状況を基にした健康指導の高い実績や豊富な診断経験等に裏付けられた衛生教育等を実施するノウハウを持つ上記団体は、本局職員の健康管理業務を的確かつ効率的に行うことのできる唯一の団体である。</p> <p>さらに、上記団体は非営利目的の公益財団法人であることから、その委託料について、相場（札幌市における標準料金は別紙のとおり）と比較すると、極めて安価な価格で契約を締結することが見込まれる。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号</p>

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 給配水管管理システム保守管理サポート業務
- 2 業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由 本業務は、給配水管管理システムの運用及び保守管理を行う業務である。
本業務は、当該システムのソフトウェア及びソフトウェアの周辺機器（サーバ、端末機、通信用機器等）の運用に必要な専門的技術情報を習得し、利用に関する権利を有している者でなければ業務を履行することができない。
上記業者は、当該システムの開発業者であるドコモ・システムズ（株）からシステムの利用権の許諾を受けた唯一の業者である。
以上のことから、上記業者以外では履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 新検針機器システム運用サービス提供業務
- 2 業者名 KDDI株式会社 ソリューション北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、水道局職員又は検針受託者が検針業務、転出精算業務及び検針監査業務を行うために使用しているスマートフォン検針システム及び機器の運用保守を行うものである。
本業務を遂行する条件として、料金関係業務の基幹システムである上下水道料金オンラインシステムと密接に連携しているシステム構成を十分に把握していること、障害発生時には、迅速に対応できる体制が確立されていることが必須である。
上記業者は本システムの製造者であり、これまでの豊富な運用実績によって安定稼働が担保され、検針業務や検針結果を基にした正確な料金調定が実現している。
上記以外の業者が本業務を履行する場合、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであることから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規程 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号」に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 顧客管理システム運用保守業務
- 2 特定業者 : 株式会社日立製作所 北海道支社
- 3 特定理由 : 顧客管理システムは、水道使用者からの届出や問合せなどの電話対応業務等を担うシステムであり、当該システムの正常かつ安定的な運用と障害発生時の迅速な対応を行うためには、本システムの正確な理解と把握が不可欠である。
上記業者は、本業務システムの製作者であり、設計の詳細や構築過程の改修点などを把握しているため、障害が発生した場合にもスムーズに調査を行い、効率的に修正を行うことが可能である。さらに、料金関係業務の基幹システムである上下水道料金オンラインシステムとの連携についても実績があるため、後続業務に影響を与えないよう配慮しながら修正を行うことが可能である。
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システム構成等の情報資産の解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。